一般廃棄物収集運搬業務委託契約書

　排出事業者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　収集運搬業者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

　甲の事業場：

から排出される一般廃棄物の収集運搬に関して、下記のとおり契約を締結する。

　（法令等の遵守）

第１条　甲及び乙は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令、宇部市条例及び行政指導等（以下「法令等」という。）を遵守するものとする。

　（乙の事業範囲）

第２条　乙は、この契約の締結に当たり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとする。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を通知するとともに変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

　（一般廃棄物の種類及び数量）

第３条　甲が、乙に収集運搬を委託する一般廃棄物の種類、数量及び処理料金は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 数量 | 処理料金 |
|  | kg/月 | 円/kg |
|  | kg/月 | 円/kg |
|  | kg/月 | 円/kg |

　（収集回数、収集曜日及び収集時間）

第４条　甲が、乙に収集運搬を委託する一般廃棄物の収集回数、収集曜日及び収集時間は、次

のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 一般廃棄物の種類 | 収集回数 | 収集曜日 | 収集時間 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（運搬先の所在地）

第５条　甲が、乙に収集運搬を委託する前条の一般廃棄物の運搬先は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 一般廃棄物の種類 | 運搬先の所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　（義務と責任）

第６条　甲は、法令等に基づき、不要物を一般廃棄物、産業廃棄物、有価物等に分別するとともに、適正に保管・管理しなければならない。

２　甲は、乙が積込作業を行う場所について、周辺の環境、交通の状況等に配慮し、かつ、一般廃棄物の収集を行うのに適した場所としなければならない。

３　甲は、乙が甲から委託された一般廃棄物を適正に処理するため、積込場所について安全衛生上の適正な管理を行い、排出物について事業場内等で必要な啓発を行わなければならない。

４　乙は、甲から委託された一般廃棄物をその積込み作業の開始から前条に規定する運搬先における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集運搬しなければならない。

５　乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

６　乙が第２項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

７　乙は甲に委託された業務を終了する都度、遅延なく処理伝票等を発行し、甲に収集量、運搬先などを報告しなければならない。

　（再委託の禁止）

第７条　乙は、甲から委託された一般廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。

　（報酬・消費税・支払い）

第８条　甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集運搬業務の報酬を支払う。

２　甲の委託する収集運搬業務に関する報酬は、第３条に定める処理料金に基づき算出する。

３　甲の委託する収集運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

４　報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

　（内容の変更）

第９条　甲又は乙は、必要がある場合は本業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

　（契約の解除）

第10条　甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、この契約を解除することができる。

２　前項の規定又は法令等の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた一般廃棄物の収集運搬を乙が完了していないときは、その理由が甲の責任による場合を除き、当該一般廃棄物を乙の責任で収集運搬した後でなければ、契約を解除することができない。

　（協議）

第11条　本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

　（契約期間）

第12条　この契約は、有効期間を　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

とする。また、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれも異議がない場合には、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

　この契約の成立を証するために本書２通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各１通を保有する。

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞